# 11.意思疎通の支援

# (1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

## ■内容

聴覚、音声・言語障がいのある方の意思疎通を支援するため、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

## ■対象者

- ①聴覚、音声・言語障がいのある方
- ②聴覚、音声・言語障がいのある方と意思疎通を図る必要がある方

#### ■手続き

派遣希望日の5日前(土・日・祝日は除く)までに、下記により文書または口頭でお申し込みください。

もう こ ないよう 申し込み内容	①申込者の氏名・住所・電話番号 ②派遣が必要な理由 ③派遣が必要な日時・場所
申し込み先	ふない聴覚言語障害センター 電話: 0771-63-6447/FAX: 0771-63-6448

## ■利用者負担額

利用者負担はありません。

# ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166

## (2) 手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業

### ■内容

市民などを対象に、手話奉仕員・要約筆記奉仕員を養成する研修を行います。

- ◎手話奉仕員:日常会話ができる程度
- ◎要約筆記奉仕員:話し手の話を、遠く正しくわかりやすく文字にできる程度 ※日程・場所などは、「お知らせなんたん」などでお知らせします。

### ■対象者

市内に在住または在学・在勤の15歳以上(高校生可)の方

#### ■手続き

下記の申し込み先に電話でお申し込みください。

◎ふない聴覚言語障害センター (電話:0771-63-6447/FAX:0771-63-6448)

### ■受講者負担額

受講者負担はありません。

#### ■担当窓口

南丹市社会福祉課 電話:0771-68-0007/FAX:0771-68-1166